

農林水産省からのお知らせ  
(肉製品や果物・野菜等の日本への持ち込みについて)

2024年8月14日  
在ギリシャ日本国大使館

海外から日本への肉製品や果物・野菜等の持込みは法律で厳しく制限されています。日本に肉製品や果物・野菜等を違法に持ち込むと重い罰則（3年以下の懲役又は300万円以下（法人の場合は5,000万円以下）の罰金等）の対象になりますので、十分ご注意願います。

詳細は以下のリンクからご参照願います。

● 動物検疫所ウェブサイト

「輸入動物検疫等に係るよくあるお問い合わせ」

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/FAQ.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/FAQ.html)

「肉製品などのおみやげについて（持ち込み）」

<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

「家畜の伝染性疾病の侵入を防止するために～海外へ旅行される方へのお願い～」

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>

動画「海外からの家畜伝染病を防げ！」

<https://www.youtube.com/watch?v=9fMloJkOkBo> (30秒版)

● 植物防疫所ウェブサイト

「よくあるご質問（海外からの持ち込み編）」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/oversea/faq/index.html>

「植物にも検疫が必要です（旅行者（携行品）」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/keikouhin.html>

「海外から野菜や果物を持ち込む際の規制」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/search/ikuni/index.html>